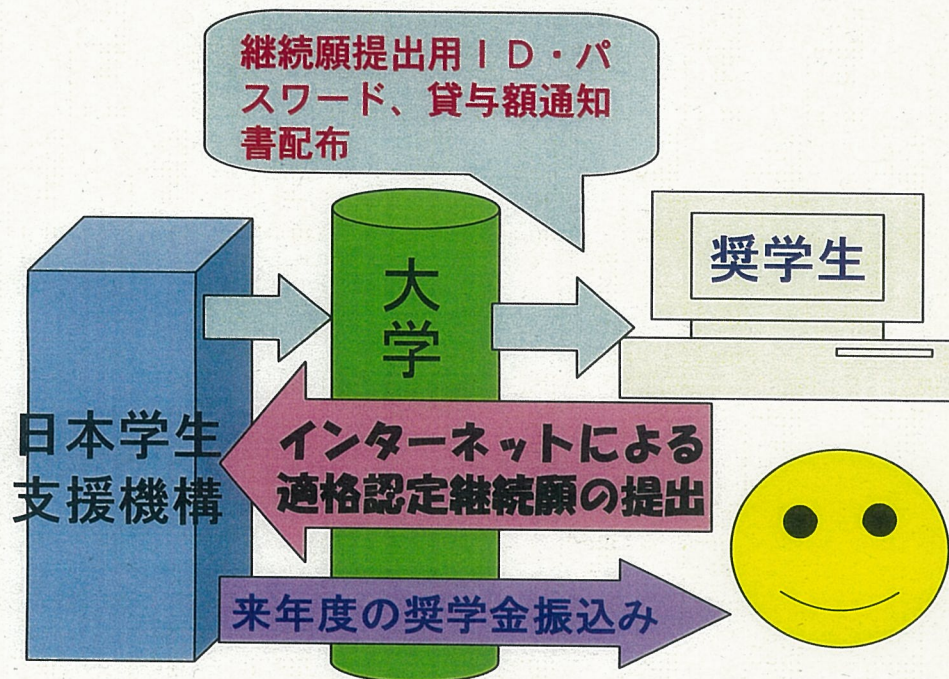


日本学生支援機構奨学生の皆様へ



平成18年度より「適格認定奨学金継続願」の提出は、インターネットを通じて機構に直接提出する方法に変更となりました。(最終学年の奨学生は提出不要です。)

所属学部・研究科等の事務室より、貸与額通知書、継続願提出用ID・パスワードを受け取り、次の提出期間内に必ず入力してください(代理人の入力可)。

提出期間：平成19年2月19日から3月18日まで
【提出期限厳守】

期間内に継続願の提出がない場合は、どのような理由にかかわらず奨学生としての資格を失い、奨学金の交付が**廃止**されます。